

第 6 回 第 1 農地部会会議録

日 時 平成28年6月16日(木) 午前10時00分

場 所 津市水道局 2階 大会議室

出席部会委員
1 太田 泰弘・3 坂倉 行光・4 田村 明・5 前川 洋子
9 石井 康宏・10 川口 邦次・11 横山 帛生・12 浅生 哲也
13 平井 秀次・21 坂野 大徹・24 川邊 千秋
以上11名

欠席委員
19 佐野 すま子・2 太田 義政・8 喜多 義幸

出席部会員外委員
会長 守山 孝之

議 長 第1農地部会長職務代理者 平井 秀次

事務局職員
大西調整・担当主幹・竹田主査

総合支所
河芸：河本主査 美里：小林担当主幹 安濃：北角担当主幹
芸濃：清水主査 香良洲：中山担当副主幹

議事録署名者
3 坂倉 行光・9 石井 康宏

事 項

- 報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知について
- 報告第2号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について
- 報告第3号 農地法第4条第1項第7号の規定による届出について
- 報告第4号 農地法第5条第1項第6号の規定による届出について(所有権移転)
- 報告第5号 農地法第5条第1項第6号の規定による届出について(賃貸借権)
- 報告第6号 農地法第5条第1項第6号の規定による届出について(使用貸借)
- 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について(農業委員会許可・所有権移転)
- 議案第2号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について(農業委員会許可)
- 議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について(農業委員会許可・所有権移転)
- 議案第4号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について(農業委員会許可・賃貸借権)
- 議案第5号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について(農業委員会許可・使用

- 貸借)
議案第6号 非農地証明願について
議案第7号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について(別冊)

議 事 の 大 要

- 議 長 それでは第6回第1農地部会を開催させていただきます。
本日の欠席は3名で、出席委員は11名です。
それでは、議事録署名者を私の方から指名させていただきます。
3番 坂倉委員、9番 石井委員。よろしくお願いいたします。
まず、はじめに会長の専決等の報告事項に入ります。
報告第1号から第6号まで、事務局から一括して報告をお願いします。
- 事務局 議案書の1ページ、2ページをお願いいたします。
報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知について、でございます。
番号1から3で、合計で件数は3件、合計面積は田で27,553㎡でございます。これらにつきましては、農地の賃貸借を、貸人、借人、双方の合意により解約したものであります。
3ページから6ページをお願いいたします。
報告第2号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について、でございます。
番号1から8で、6ページになりますが、合計で件数は8件、合計面積は36,372㎡で、その内訳は田が31,508㎡、畑が5,349㎡、その他、これは台帳地目が宅地の農地で33㎡でございます。
これらにつきましては、相続の届出でございます。
なお、現況地目が宅地になっているところは、無断転用の可能性がありますので、届出人に対して指導しております。
7ページをお願いいたします。
報告第3号 農地法第4条第1項第7号の規定による届出についてでございます。
番号1、物置用地の1件で、合計面積は畑で188㎡でございます。
8ページをお願いいたします。
報告第4号 農地法第5条第1項第6号の規定による届出について(所有権移転)でございます。
番号1、長屋住宅用地 番号2、駐車場用地 番号3、番号4、共同住宅用地 番号5、分譲住宅用地 番号6、駐車場用地 番号7、機材用倉庫用地 以上、件数は7件で、合計面積は2,942㎡、この内訳は田が2,146㎡、畑が796㎡でございます。
9ページをお願いいたします。
報告第5号 農地法第5条第1項第6号の規定による届出について(賃貸借権)でございます。
番号1、太陽光発電施設用地 の1件で、面積は、畑で297㎡でございます。

す。

10ページをお願いいたします。

報告第6号 農地法第5条第1項第6号の規定による届出について（使用貸借）でございます。

番号1、長屋住宅用地の1件で、合計面積は畑で490㎡でございます。

報告案件につきまして、以上で説明を終わります。よろしく申し上げます。

議長 ありがとうございます。事務局より報告があったとおりでございますので、よろしくお願い申し上げます。

それでは、議案事項に入ります。

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について（農業委員会許可・所有権移転）事務局の説明をお願いします。

事務局 はい、議長。11ページをお願いいたします。

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について（農業委員会許可・所有権移転）でございます。

番号1、地区楡形、受人 _____、面積5,654㎡ 渡人 _____、面積3,190㎡ 申請地 殿村鴻巣 _____、台帳地目・現況地目とも畑、面積85㎡ 外1筆 合計面積3,190㎡です。

これにつきましては、受人は、労力不足のため離農する渡人から申請地を譲り受け、営農を拡大するものです。

番号2、地区楡形、受人 _____、面積5,654㎡ 渡人 _____、面積1,470㎡ 申請地 殿村木ノ坪 _____、台帳地目・現況地目とも田、面積1,470㎡です。

これにつきましては、受人は、遠方のため離農する渡人から申請地を譲り受け、営農を拡大するものです。

番号3、地区黒田、受人 _____、面積1,220㎡ 渡人 _____、面積3,903㎡ 申請地 河芸町南黒田井尻 _____、台帳地目・現況地目とも畑、面積138㎡外7筆 合計面積3,903㎡。

これにつきましては、受人は、遠方のため離農する渡人から申請地を譲り受け、営農を拡大するものです。

番号4、地区安濃、受人 _____、面積5,733㎡ 渡人 _____、面積12,534.92㎡ 申請地 安濃町内多小ブケ _____、台帳地目・現況地目とも田、面積3,027㎡外3筆 合計面積8,389㎡。

これにつきましては、受人は、労力不足のため営農を縮小する渡人からの要望を受け、申請地を譲り受けるものです。

以上件数は4件、合計面積は、16,952㎡、この内訳は、田が14,309㎡、畑が2,643㎡でございます。

いずれの案件も、全部効率利用要件、農作業常時従事要件、下限面積要件、地域との調和要件など、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。以上で説明を終わります。

ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

議長 ありがとうございます。事務局の説明が終わりました。地元委員の意見を伺います。1番、2番、楡形。

前川委員	5番、前川です。1番、2番の案件につきまして、地元推進委員さんと話しさせていたしまして、特に問題はないということですので、事務局の説明どおりで、よろしくお願いいたします。
議 長	3番、黒田。
事務局	3番、黒田、部会長の案件ですが、特に問題ないと聞いておりますので、よろしくお願いいたします。
議 長	4番、安濃。
浅生委員	12番、浅生です。推進委員さんも別に問題ないということで、よろしくお願いいたします。
議 長	地元委員さんからは異議のない旨の発言がありました。皆さんいかがでしょうか。
部会委員	<一同 異議なし>
議 長	それでは異議なしと認め、議案第1号については、許可することに決定いたします。 次に議案第2号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について（農業委員会許可）事務局の説明をお願いします。
事務局	12ページをお願いいたします。 議案第2号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について（農業委員会許可）でございます。 番号1、地区大里、申請者 _____、申請地 大里睦合町南豊久野_____、台帳地目・現況地目とも畑、面積660㎡です。 これにつきましては、申請地を飲食店の店舗用地とするものです。農地区分は、第3種農地と判断されます。 件数はこの1件で、この案件につきまして、農地法第4条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。 以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。
議 長	ありがとうございました。事務局の説明が終わりました。地元委員の意見を伺います。1番、大里。
坂倉委員	3番 坂倉です。9日に地元推進委員と現地確認を行いました。事務局の説明どおり、問題ございません。
議 長	地元委員さんからは異議のない旨の発言がありました。皆さんいかがでしょうか。
部会委員	<一同 異議なし>

議長 それでは異議なしと認め、議案第2号については、許可をすることに決定いたします。

次に議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について（農業委員会許可・所有権）事務局の説明をお願いします。

事務局 13ページをお願いします。

議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について（農業委員会許可・所有権移転）でございます。

番号1、地区 雲出、受人 _____、渡人 _____、申請地 雲出島貫町北浦 _____、台帳地目・現況地目とも畑、面積24㎡です。

これにつきましては、受人は、渡人から申請地を譲り受け、進入道路として住宅敷地を拡張するものです。農地区分は、第3種農地と判断されます。

番号2、地区 大里、受人 _____、渡人 _____、申請地 大里窪田町深ケ _____、台帳地目 田、現況地目 畑、面積218㎡。

これにつきましては、受人は、渡人から申請地を譲り受け、申請地を職員用の駐車場用地とするものです。農地区分は、第3種農地と判断されます。

番号3、地区 高野尾、受人 _____代表取締役 _____、渡人 _____、申請地 高野尾町新林 _____、台帳地目・現況地目とも畑、面積1,289㎡ 外8筆 合計面積5,461㎡。

これにつきましては、受人は、渡人から申請地を譲り受け、申請地を太陽光発電施設用地とするもので、4月の部会で許可をした案件と一体利用するものです。パネル設置面積は、一体利用地を含めた全体で10,595㎡、全体面積27,192㎡の38.9%になります。農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号4、地区 棕本、受人 _____、渡人 _____、申請地 芸濃町棕本響野 _____、台帳地目・現況地目とも畑、面積446㎡。

これにつきましては、受人は、渡人から申請地を譲り受け、申請地を一般個人住宅用地とするものです。農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号5、地区 安西、受人 _____（使用借人 _____）、渡人 _____、申請地 芸濃町岡本浅田 _____、台帳地目・現況地目とも田、面積261㎡。

これにつきましては、受人は、渡人から申請地を譲り受けて使用借人に貸し付け、地元高齢者のため交流施設用地とするものです。農地区分は、第2種農地と判断されます。

以上、件数は5件、合計面積は、6,410㎡、このうち田が479㎡、畑が5,931㎡でございます。いずれの案件につきましても農地法第5条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。

以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長 ありがとうございます。事務局の説明が終わりました。地元委員の意見を伺います。1番、雲出。

太田委員 1番 太田です。9日に地元推進委員と現地確認を行いました。この案件につきましては、事務局の報告のとおり、問題ないものと考えます。よろしく申し上げます。

議 長	2番、大里。
坂倉委員	3番 坂倉です。9日に地元推進委員の方と現地確認を行いました。事務局の説明どおり、問題ないと思います。
議 長	3番、高野尾。
坂倉委員	3番 坂倉です。面積5,461㎡で、9日に会長、事務局、地元推進委員3名の方と現地確認を行いました。地元の自治会長との話し合いも終わり、事務局の説明どおり、問題ないと思います。
議 長	4番、椋本。
川口委員	10番 川口です。9日に地元推進委員と現地確認を行いました。推進委員さんからは何ら問題もないということでございます。
議 長	5番、安西。
石井委員	9番 石井です。9日に地元推進委員と現地確認を行いました。事務局の説明どおりで問題ないと思います。よろしく申し上げます。
議 長	地元委員さんからは異議のない旨の発言がありました。皆さんいかがでしょうか。特に問題ございませんか。
部会委員	<一同 異議なし>
議 長	<p>それでは異議なしと認め、議案第3号については、許可をすることに決定いたします。</p> <p>次に議案第4号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について（農業委員会許可・賃貸借権）事務局の説明をお願いします。</p>
事務局	<p>はい、議長。14ページをお願いいたします。</p> <p>議案第4号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について（農業委員会許可・賃貸借権）でございます。</p> <p>番号1、地区 高野尾、借人 _____代表取締役 _____、貸人 _____、申請地 高野尾町大谷_____、台帳地目 田、現況地目 畑、面積1,150㎡ 外1筆 合計面積4,007㎡。</p> <p>これにつきましては、借人は、貸人との間に3年間の賃貸借権を設定し、申請地を産直施設などの集客施設のための臨時駐車場用地として、一時転用するものです。</p> <p>申請地は、農業振興地域農用地及び甲種農地にまたがる区域と判断されます。</p> <p>番号2、地区 黒田、借人 _____代表取締役 _____、貸人 _____、申請地 河芸町三行大広_____、台帳地目・現況地目とも畑、面積422㎡。</p> <p>これにつきましては、借人は、貸人との間に20年間の賃貸借権を設定し、隣接山林を含め、申請地を採土場とするものです。農地区分は、第2種農地と</p>

判断されます。

番号3、地区 黒田、借人 _____代表取締役 _____、貸人 _____、申請地 河芸町三行大広____、台帳地目・現況地目とも田、面積165㎡外1筆 合計面積293㎡。

これにつきましても、番号2と同様に、採土場とするものです。農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号4、地区 黒田、借人 _____代表取締役 _____、貸人 _____、申請地 河芸町三行大広____、台帳地目・現況地目とも畑、面積376㎡。

これにつきましても、先ほどの2、3と同様に、採土場とするものです。農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号5、地区 明、借人 _____代表取締役 _____、貸人 _____、申請地 芸濃町林平松____、台帳地目・現況地目とも畑、面積499㎡外1筆 合計面積1,055㎡。

これにつきましても、借人は、貸人との間に20年間の賃貸借権を設定し、申請地を太陽光発電施設用地とするものです。

パネル設置面積は、537.9㎡、転用面積の50.98%になります。農地区分は、第2種農地と判断されます。

以上、件数は5件、合計面積は6,153㎡、このうち田が4,172㎡、畑が1,981㎡です。これらの案件につきましても、農地法第5条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。

以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長 ありがとうございます。事務局の説明が終わりました。地元委員の意見を伺います。1番、高野尾。

坂倉委員 3番 坂倉です。9日に会長、事務局、地元推進委員3名で現地確認いたしました。事務局の説明どおり、問題ないと考えます。

議長 2番、3番、4番、関連しておりますので一括して、黒田、お願いします。

事務局 議長。事務局です。喜多部会長の案件ですけれども、特に問題ないと聞いております。

議長 5番、明。

川口委員 10番 川口です。9日に地元推進員さんと現地確認を行いました。事務局の説明どおり、問題ありません。

議長 地元委員さんからは異議のない旨の発言がありました。皆さんいかがでしょうか。

部会委員 <一同 異議なし>

議長 それでは異議なしと認め、議案第4号については、許可をすることに決定いたします。

次に議案第5号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について（農業委員会許可・使用貸借）事務局の説明をお願いします。

事務局

15ページをお願いいたします。

議案第5号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について（農業委員会許可・使用貸借）でございます。

番号1、地区 棕本、借人 _____代表取締役 _____、貸人 _____、申請地 芸濃町棕本念佛田_____、台帳地目・現況地目とも畑、面積171㎡ 外1筆 合計面積977㎡です。

これにつきましては、借人は、貸人との間に21年間の使用貸借権を設定し、申請地を太陽光発電施設用地とするものです。

パネル設置面積は、567㎡、転用面積の58%になります。農地区分は、第2種農地と判断されます。

件数はこの1件で、この案件につきまして農地法第5条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。

以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしくをお願いいたします。

議長

ありがとうございました。事務局の説明が終わりました。地元委員の意見を伺います。1番、棕本。

川口委員

10番 川口です。9日に地元推進委員さん2名と現地確認を行いました。事務局の説明どおり、別に問題はありません。

議長

ありがとうございました。地元委員さんからは異議のない旨の発言がありました。皆さんいかがでしょうか。

部会委員

<一同 異議なし>

議長

それでは異議なしと認め、議案第5号については、許可をすることに決定いたします。

次に議案第6号、非農地証明願について事務局の説明をお願いします。

事務局

16ページをお願いいたします。

議案第6号 非農地証明願について でございます。

番号1、地区 高野尾、願出者 _____、申請地 高野尾町新林_____、台帳地目 田、現況地目 山林、面積264㎡ 外2筆 合計面積1,851㎡です。

これにつきましては、平成4年10月28日国土地理院撮影の航空写真によりこのとき既に山林化していることが確認できます。

このことから、申請地は、耕作放棄後20年以上が経過している土地で、農地への復元も困難であり、これは、津市農業委員会 非農地証明事務取扱要領第3条第1項第3号の規定に該当することから、農地では無い旨の証明をしても差し支えないものと考えます。

以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしくをお願いいたします。

議長

事務局の説明が終わりました。地元委員の意見を伺います。

1 番、高野尾。

坂倉委員 3 番 坂倉です。9 日に会長、事務局、地元推進委員 3 名の方と現地確認を行いました。現地は山林化しており、事務局の説明どおり、問題ありません。

議 長 地元委員さんからは異議のない旨の発言がありました。皆さんいかがでしょうか。9 番、石井委員。

石井委員 9 番 石井です。位置図の色塗りが重複しているようです、議案第 3 号の 3 番と議案第 6 号の 1 番。これはどうなっているのか。

議 長 事務局わかりますか。

事務局 はい、場所は確かに近接地ではあり、色の塗り方が重複しておりますが、別の案件です。申し訳ありません。

石井委員 同じ場所で太陽光発電をするのではないですね。

事務局 太陽光事業を実施する隣が山林化しておりまして、隣接していることから位置図の作成において、塗り方が大きく一つに塗りつぶされているもので。申し訳ありません。

議 長 石井委員、よろしいでしょうか。

石井委員 はい。

議 長 他にございませんか。

部会委員 <一同 異議なし>

議 長 それでは異議なしと認め、議案第 6 号については、証明することに決定いたします。

次に別冊でお配りしました、議案第 7 号、農業経営基盤強化促進法第 18 条の規定による農用地利用集積計画の決定について事務局の説明をお願いします。

事務局 議案第 7 号 農業経営基盤強化促進法第 18 条の規定による農用地利用集積計画の決定についてでございます。

資料の 2 枚目、農用地利用集積計画地区別集計表をご覧ください。

各地区別に、下の合計欄で説明をさせていただきます。

まず、津地区をご覧ください。

田の賃貸借、使用貸借で 68, 614 m²、畑の賃貸借、使用貸借で 34, 975 m²、契約件数は 24 件でございます。

河芸地区につきましては、田の賃貸借、使用貸借で 6,274. 3 m²、契約件数は 4 件でございます。

安濃地区につきましては、田の賃貸借で 7, 897 m²、畑の賃貸借で 1, 3

0.4㎡、契約件数は4件でございます。

芸濃地区につきましては、田の賃貸借、使用貸借で11,757㎡、契約件数は3件でございます。

美里地区につきましては、田の使用貸借で2,956㎡、契約件数は1件でございます。

香良洲地区につきましては、集積はございませんでした。

以上、合計で田の集積が、賃貸借、使用貸借を合わせて97,498.3㎡、畑の集積が、賃貸借、使用貸借で36,279㎡、合計契約件数は36件、合計面積は133,777.3㎡となっております。

次に認定農業者への集積状況でございます。

地区別の認定農業者への集積は津地区4件、河芸地区3件、安濃地区3件、芸濃地区2件で合計12件、合計面積は48,765㎡でございます。

今回提出させていただきました利用集積計画につきましては、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長 説明が終わりました。皆さんいかがでしょうか。

川邊委員 24番 川邊です。整理番号2で、借地料が10a当たり30円になっております。双方納得したら問題ないわけですが、これは納得されたわけですか。

議長 事務局よろしいですか。

事務局 整理番号2について一度農林水産政策課から審議依頼を受けていますので、内容を確認しまして、後日回答させていただきたいと思っております。

守山委員 双方納得したらいいとは思いますが、あまり安価な場合は行政として意見するべきではないのか。

事務局 金額について、確認させていただきます。

議長 私も関連しまして、整理番号2を指摘いただきましたが、整理番号9も借地料が30円になっています。もう1つ、整理番号4が米6キロになっておりますので、この件も一度再確認して。もし間違っておりますと、賃貸借料の最高、最低、平均を出すときに、非常に影響がありますので、これはちょっと、農林水産政策課の方へ申し入れをして置いて下さい。

事務局 早急に確認させていただきます。

議長 その他に何かございますか。ありませんか。無いようでしたら、議案第7号、農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定については、一部農林に方と再確認の部分もありますけれど、一応、適正であると認め、市長に進達することにいたします。

以上で、部会に付議されました案件の審議はすべて終了いたしました。

以上で第6回第1農地部会を終了いたします。ありがとうございました。

午前10時36分

上記は、第6回第1農地部会の議事を録したものである。

平成28年6月16日

議事録署名者 _____

議事録署名者 _____